

役員報酬規定

特定非営利活動法人上田映劇

令和2年1月13日施行

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人上田映劇（以下『この法人』）の役員の報酬に関する事項を定めたものである。

(役員の種類)

第2条 この規程において役員とは、法人総会で選任された理事及び監事をいう。

2 役員待遇の相談役・顧問・嘱託等については、この規程を準用するものとする。

(報酬の決定)

第3条 理事の有償・無償及び報酬総額は法人総会の承認により決定する。その配分は理事会で決定し、理事長が決裁する。

2 監事の有償・無償及び報酬総額は法人総会の承認により決定する。その配分は理事会の協議で決定する。

(役員報酬の体系)

第4条 役員報酬の体系は、報酬と役員手当とで表示する。ただし、非常勤役員については報酬のみとする。

2 従業員兼務役員の報酬は、従業員分給与と役員手当とに分けて表示する。

(通勤費)

第5条 原則通勤費は支給されない。

(支給方法)

第6条 報酬の支給は月額制とし、毎月の従業員給与の支払い日に支給する（支給日当日が休日の場合は直前の営業日に繰り上げる。）。

(計算期間)

第7条 報酬の計算期間は毎月1日より毎月末日までとする（従業員兼務役員も含む）。

2 役員が月の途中で退任する場合には1か月分を支給する。

（非常勤役員の報酬）

第8条 非常勤役員の報酬は、原則支給しない。

（長期欠勤役員の報酬）

第9条 役員が疾病その他やむを得ない理由により、長期にわたって欠勤した場合の報酬は、原則として所定の報酬額を支払う。ただし、役員手当については理事会の決議によって決定する。

（控除）

第10条 所得税、地方税、社会保険料及び本人から申し出のあった貸付金・立替金等は毎月の役員報酬から控除されるものとする。

（役員報酬の改定）

第11条 役員報酬については、定期昇給は行わないものとする。

2 法人総会において同一人物が再任された場合には、その任期の更改時に報酬額の増減を行うものとする。

（役員賞与）

第12条 役員賞与は原則支給されない。

（退職慰労金）

第13条 原則、退職慰労金は支給されない。

(附則)

第14条 この規程は、令和2年1月13日から実施する。